

令和4年度「つかいみちを選べる募金」

助成事業取扱要領

1 趣 旨

本助成事業は、従来10月1日から12月31日までの3か月間行ってきた共同募金運動の期間を3か月間拡大し、拡大された3か月の期間で、各団体が取り組む地域の課題を解決するための活動費を共同募金会と一緒に集め、課題解決の取り組みを支援するものである。

この事業により、地域住民やNPOが主体となり、サービスをつくり提供する活動を、寄付者が選択して募金することにより、寄付者の共感や賛同を得る新たな募金の循環のしくみを構築していくことを目的としている。

2 「つかいみちを選べる募金」の内容

解決したい福祉課題を持つ団体が、鳥取県共同募金会（以下、本会という。）と協働して、福祉課題を解決する必要性（テーマ）を広く住民（寄付者）にアピールし、使いみちを選択する募金の協力を呼びかける。寄付者は寄付したいテーマを掲げる団体を選択し、そのテーマに対する寄付を行う。

3 助成対象団体

県内において福祉活動を行っている民間の非営利団体で、下記の要件を満たした団体を対象とする。

- (1) 県内に活動拠点を置き、県域又は各市町村域で活動している団体であること。
法人格の有無を問わない。
- (2) 5名以上で構成され、団体としての活動実績が原則1年以上であること。
- (3) 団体の会則（定款）、事業計画、予算、決算等が整備されていること。また、団体名義の金融機関預金口座を開設していること。
- (4) 企業、政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 寄付者からの信頼に十分に応えうる組織体制と活動実績があり、事業内容や成果及び会計情報を公開できる団体であること。

4 助成対象事業

公的な制度では解決できない様々な福祉に係る社会課題、地域課題の解決に取り組む事業・活動とする。

(1) 主な事業・活動例

- ①社会的孤立（ニート・引きこもりなど）に対する支援事業・活動
- ②虐待防止、虐待を受けている人への保護事業・活動
- ③障害者の地域移行を支援する事業・活動
- ④子どもの貧困対策事業・活動
- ⑤自殺予防事業・活動
- ⑥難病者への支援事業・活動
- ⑦犯罪被害者家族などへの支援事業・活動
- ⑧地域に暮らす外国人に対する支援事業・活動
- ⑨子育てに悩む家庭への支援事業・活動
- ⑩生活課題を抱える高齢者等への支援事業・活動
- ⑪その他、福祉に係る社会課題、地域課題の解決に取り組む事業・活動

(2) 対象外事業

- ①会員、構成員同士の親睦のみを目的とした交流事業・活動
- ②特定の個人的活動又はそれに類する活動
- ③他団体又は下部組織への二次助成を目的とした事業
- ④行政からの委託事業など公的制度の中で運営されている事業・活動

5 対象外経費

- ①団体の組織運営に関する管理経費、人件費
- ②飲食費又はそれに類する経費

6 募金活動と事業実施

(1) 募金活動期間

令和5年1月1日（日）から令和5年3月31日（金）までとする。

(2) 事業実施期間

助成決定通知の日から令和6年3月31日までとする。

(3) 寄付金の受付と管理

- (ア) 寄せられた寄付金は「共同募金」として取扱い、全額を本会へ送金する。
ただし、令和5年3月31日（金）までに入金のあるものに限る。
- (イ) 必要に応じ、本会より寄付者へ領収書を発行する。
- (ウ) 寄付金は、本会ゆうちょ銀行口座において管理する。
- (エ) 寄付金は、日々集計し、件数・金額は助成団体と連携し公表する。

7 助 成

- (1) 1団体あたりの助成申請額は20万円以上とする。
- (2) 助成額は、団体に寄せられた寄付金総額に(ア)に掲げる事務手数料を控除した額と、寄付金総額に(イ)に掲げる額を加算した額の合計額とする。

(ア) 災害等準備金積立金及び寄付金の入金管理並びに郵便振込用紙付チラシ作成・印刷費等として、助成団体に寄せられた寄付金総額の10%を事務手数料とする。

(イ) 加算助成金

団体に寄せられた寄付金総額	共同募金からの助成額
100万円までの部分	寄付金総額 × 0.2
100万円を超える部分	寄付金総額 × 0.1

- (3) 目標額を超えた助成額となった場合は、事業計画の変更等について、改めて本会と協議を行うこと。

8 申 請

- (1) 指定様式により、本会へ申請する。
- (2) 募集受付期間

令和4年8月1日(月) ~ 令和4年9月30日(金)

9 助成団体の決定

助成団体は、本会配分委員会の審査により決定する。決定時期は、令和4年10月下旬を予定。

10 事業の変更・廃止と事業報告

- (1) 助成決定後、やむを得ない事情により事業内容を変更・廃止する場合は、指定の様式により本会の承認を得る。
- (2) 事業完了後、速やかに指定の様式により本会へ報告する。